

令和8年度生ごみ処理機器購入費補助金について

2世帯住宅の場合は、御相談ください。

交付申請期間	補助対象機器	補助回数 限度	世帯当たり 個数等限度	補助金額
令和8年4月1日 ～ 令和9年3月1日	(1) 生ごみ処理機	1回	1世帯 1基	消費税を含む購入価格の2分の1 (上限:30,000円。100円未満の端数は切捨て)
	電動又は手で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により当該生ごみを減容又は消滅させるもの) …乾燥式、バイオ式等 (注意) 補助金の交付を受けた生ごみ処理機の購入日から5年を超えた購入に限ります。			
	(2) 生ごみ堆肥化容器			
	電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進するもの) …コンポスト・密閉容器等	2回	1世帯 6個	※ポイント、商品券、クーポン券などの利用額を除いた支払額が、この制度でいう購入価格です。
	(3) 生ごみ減量容器			
	自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅することを目的として作られたもの) …キエー口等	1回	1世帯 3個	
	(4) -1 基材			
	生ごみ堆肥化容器で使用する基材…生ごみと混合して容器に投入する基材	1回	1世帯 3個	
(4) -2 ダンボールコンポスト一式				
…段ボール、基材、防虫ネット				

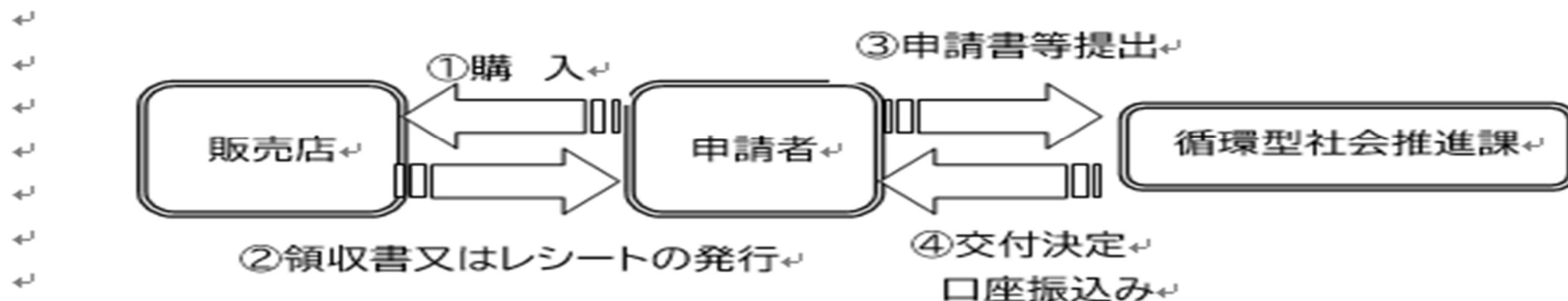
申請期間の末日に御注意ください！
令和9年度に制度が存続しても、期間外の申請は補助対象外です！

ポイント等を利用して購入した場合、交付申請書兼請求書の「購入金額(税込)」欄には、ポイント等利用額を除いた額を記入してください。

(裏面もよくお読みください。)

【補助金交付申請手続】 以下をよく読んだ上で、購入し、手続をしてください。

<手続図>



<手続の説明>

① 販売店で、生ごみ処理機、減量容器や堆肥化容器等を購入します。

※ポイント、商品券、クーポン券などの利用額を除いた支払額のみ補助対象となりますので、お支払いの際御注意ください。

② 販売店で支払証明書（領収額と購入品の内訳がわかる領収書又はレシート）を受け取ります。

③ 次の書類を令和9年3月1日までに循環型社会推進課へ提出（必着）します（郵送可）。

ア 所定事項を記入した生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書（記入例参照）

イ 口座名義人、口座番号が明記された通帳等の写し イ、ウは、アの申請書裏面のりしろの箇所に貼付してください。

ウ 支払証明書（領収額と購入品の内訳がわかる領収書又はレシート）の原本又は写し

（エ 申請者と口座名義人が異なる場合…委任状）

④ 申請内容が適正な内容である場合は、交付決定通知を行い、補助金を指定の口座に振込みます（交付決定通知から1か月程度）。

<注意>

以下に該当した場合は、補助金の返還を求める場合があります。

- 1 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 補助金交付に係る生ごみ処理機器（基材を含む。）を、他の者に転売又は貸与したとき。
- 3 その他補助の対象が不適当と当市が認めたとき。

<お問合せ・申請書の郵送先>

豊田市 循環型社会推進課（清掃事業所）
〒470-1202
豊田市渡刈町大明神39-3
電話（0565）71-3001